一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県伊豆市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岐阜県中津川市川上字丸野一二三七の一、一二三七の二、一二三七の四、一二三七の五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岐阜県恵那市長島町久須見字穴ノ山五七四の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　愛知県岡崎市夏山町字ガラン二〇の五、字サルタニの一、二の八、字池田一の一、四の九、四の三一、四の三三、四の三四、四の七四、四の八二、四の八六、二〇の一、二〇の五、二〇の三〇、三〇の一、三〇の一八、字峯坂二〇の六五から二〇の六八まで、三一の三六から三一の三八まで、字百田一〇の一、字ハジカミ五の一、五の三、五の四、五の二八、五の二九、字上栃原三七の六、三七の八、字ヲロウノ一の二一（次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の三、一の五、一の二〇、一の二二、一の二三、字入道谷下二一の五、二六の四、字竹ノ沢六の一〇、六の一一、六の一三、字井戸入一の二、七七の一、七七の二、一一一、一一一の一、字東王柿平一七の一五、字隠レ入一三、一三の九、六〇、字ソンボウ七の一、七の一一、七の一三、七の一四、一三の二二から一三の二七まで、字中王柿平五五の八、六二の八、六二の九、六八の一、六九の二、字ヒノシキ一七、一八の一、一八の二、一九、二〇の一、二二の六、二二の八、二三、二三の四、二五、二五の一、二五の三から二五の八まで、二六の三、字下向田九の一（次の図に示す部分に限る。）、字山下畑一四の一、一五、一五の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　神奈川県厚木市飯山字湯ノ気沢五三四三のイ、五三四四、字葛見五三五〇の一、五三五〇の二、五三五一、五三五三の二、五三五三の七、五三五四の一から五三五四の三まで、五三五七のイ、字扇平五四三〇の一から五四三〇の二八まで、五四三一の一から五四三一の七まで、五四三二、五四四五から五四四七まで、字中山五四六七、字金剛台五四六八、五四七一、字滝ケ沢五六九七の二、字滝ノ沢五六九九から五七〇五まで、五七〇六のイ、五七〇六のロ、五七〇六の八、五七〇七から五七〇九まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字葛見五三五〇の一、五三五〇の二、五三五一、五三五三の二、五三五三の七、五三五四の一から五三五四の三まで、五三五四のイ、字扇平五四三〇の一から五四三〇の二八まで、五四三一の一から五四三一の七まで、五四四二、五四四三、五四四五から五四四七まで、字中山五四六七、字金剛台五四六八、五四七一、字滝ケ沢五六九七の二、字滝ノ沢五六九九から五七〇五まで、五七〇六のイ、五七〇六のロ、五七〇六の八、五七〇七から五七〇九まで
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び厚木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字川弟四〇一、四〇四、四〇五のイ、字猿島一七五三の一、一七五三の六から一七五三の八まで、一七五四、一七五五、一七五六の一、一七五六の三、一七五八の一、一七五九、煤ケ谷字堤川四五七五・四五七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字不動沢日向四七四八、字大小屋四九七七の一、四九七八から四九八一まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。